

漁業経済学会 短 信

【第52回大会シンポジウム講演内容案内】

『変貌する漁業・水産業の就業構造と労働力問題－外国人就業を中心として－』

コーディネーター 廣吉勝治（北海道大学）

学会「短信103号」で予告したように、5月29日、標記テーマを共通論題としてシンポジウムを開催するが、今回その進行に関し直前の案内をしておきたい（一部変更がある）。まず、コーディネーターから開催主旨に関する若干の冒頭発言を行う。各講演者に依頼している内容、課題は、第1に、現在、事実上国内産地において乗組員雇用の役割を果たしている「研修制度」、及び遠洋漁船において一定の取決めの下で機能している「混乗」（海外漁業船員労使協議会）と「マルシップ方式」等の制度の経緯、実態、並びに課題等について経営者側、乗組員側双方の立場から提起をして頂く。第2に、国内漁業基地における外国人就業の実態と課題、とくに沖合・沿岸漁船において外国人雇用が展開している地域、業種を対象に把握を行う。第3に、水産加工業における外国人就業の実態把握と課題解明を、代表的産地加工基地における事例考察というかたちで行う。第4に、日本に労働力を排出している相手国側の機構、状況、動向等を特徴的に把握し問題点の考察を行う。報告は日本の水産加工場に労働者を送り出す中国側の事例についての把握である。

以下に予定している講演者・司会者を紹介する（コメンテーターは未定）。

〔講演者〕

- ・松沢正明氏（大日本水産会）
- ・佐藤安男氏（日本鯉鮪漁業協同組合連合会）
- ・三輪千年氏（水産大学校）
- ・三木奈都子氏（水産大学校）
- ・常 清秀氏（三重大学）
- ・近藤寿栄造氏（全日海）：但し、文書参加

〔座長・総合討論司会〕

- ・山尾政博氏（広島大学）
- ・若林良和氏（愛媛大学）

以下、講演要旨。

第一報告：

外国人漁船員に対する業界の期待

松沢 正明（大日本水産会）

外国人漁船員の日本漁船への乗船制度は、現在下記の三つの制度が利用されている。

- ①海外基地方式
- ②マルシップ方式
- ③漁船漁業技能研修・実習制度

しかしながら、我が国業界は下記の通り、これら制度の拡充と、更なる外国人漁船員の乗船拡大要望を行っている。

1. 我が国の水産業における沖合・遠洋漁業等の位置けと抱える問題点

(1) 水産基本法の制定と沖合・遠洋漁業等の方向

我が国の沖合・遠洋漁業等は、「水産基本法」の目的に沿って、国民に安定的に水産物を供給すると共に国民経済の1部門として健全な漁業の維持・発展を図るために、国際競争力を強化していくことが必要である。

(2) 目標を達成するための前提条件

上記、目標を達成するためには、下記の前提条件を満たしていく必要がある。

- ① 新技術開発、規制緩和等による生産性の向上
- ② 必要な労働力の確保
- ③ 生産コストの削減

以上、3点の条件の中で、②、③に関連する条件の一つとして、沖合・遠洋漁業等が必要とする外国人漁船員受入れ拡充を実現することが急務となっている。

2. 沖合・遠洋漁業等の労働力不足と外国人漁船員の受入れ問題

(1) 労働力不足問題と今後の漁業経営

漁業就業者についての見通しは、日本人漁船員の減少と高齢化により、このまま推移すれば、漁業の経営に多大の悪影響が生ずる恐がある。

特に、若年労働力不足の問題は深刻であり、3K的職場を嫌う風潮の中で、漁業経営者は後継者の確保に苦慮しており、水産基本法に沿った漁業経営の継続と生産目標を達成するためには、労働力の確保が大きな問題となっている。

(2) 沖合・遠洋漁業等への外国人漁船員の受入れと国際競争力

上記の事情から、外国人漁船員の受入れが必要と考えられるが、その競争力の強化の観点からも、下記の問題を改善することが望まれる。

① 輸入水産物と我が国漁船漁獲物の生産コスト

生産コストの中で、一番大きなものは乗組員に関する労務費であり、日本漁船の労務コスト比率は概ね40%である。

② 労務費の国際的な格差

同じ魚種を対象とし、同一の漁場で操業している漁船に乗組む外国船員の賃金水準は、日本の1/10～1/20程度と言われており、これら漁船の漁獲物の相当部分が日本に輸入されていることを考えると、競争力の面で大きな較差が生じている。

(3) 外国人漁船員受入れ規制の緩和

したがって、外国人漁船員を「漁業技能労働者」として受入れることを早急に検討する必要がある。

そのため、現行の各種制度による外国人漁船員の受入れの規制を緩和し外国人労働力を有効に活用すべきである。

3. 外国人漁業労働力受入れに関する規制緩和の考え方

(1) 我が国の外国人労働力の受入れの現状

- ① 我が国の外国人労働力の受入れについては、日本の伝統的な生活様式・文化との調和の問題、また後年度における教育、医療等の社会保障的な経費負担の増加の問題が発生するとして、これまでこれを認めないことの方針が採られてきた。
- ② すなわち、37年前の「閣議了解」（昭和42年の「雇用対策基本計画」制定の際）を踏まえて「入管法」で規定された「在留資格」を有する者以外の受入れは認められていない。

この「在留資格」としては「医療」「投資・経営」「研究」等27種類である。

漁船乗組員については、専門技術や熟練した技能を有する者ではなく、“いわゆる単純労働者”として分類され、その「在留資格」は認められていない。

- ③ 漁業労働力関連の「在留資格」には、「研修」と「特定活動（技能実習）」がある。

これに基づく活動は、漁業発展途上国等への技術移転を目的としたものであり、その期間も両種類を合わせて最長3年と限定されており、国際協力の観点から見ても漁船乗組員に要求される知識・技能の習得には不十分なものとなっている。

(2) 現行の在留資格と外国人漁船員に求められる資質

沖合・遠洋漁業等の漁船乗組員の労働内容は、海洋、漁業資源、・漁場形成、さらには、船舶の運航、航海・漁労機器、魚群探索、等についての、知識と実務経験を要求されるものである。すなわち、“いわゆる単純労働”ではない。

(3) 「漁業技能労働者」としての受入れのあり方

- ① 上述のごとく漁業労働力は、外国人であっても十分な技術・技能有する者については、「漁業技能労働者」として“在留資格”を与え、厳格な入国管理、すなわち、厳しい資格審査と入国後の活動条件のもとで、「産基本法」の理念の実現に必要な極く限定された、人数に限って受入れを認めるべきである。
- ② 沖合・遠洋漁業等の漁船員の具体的な労働の場は、主として日本の国土から物理的に切り離された洋上である。
現在問題になっている長期不法滞在者のように定住化して、各種の社会的問題を発生させるようなものではない。すなわち、入国管理上の問題が発生する恐れのない分野であると考えられる。
- ③ また、外国人で漁業技術を有する者を我が国に受け入れることは、漁業発展途上国に就業機会を提供することにもなり国際的な協力の一環となり得るものとする。
- ④ 現在、漁船漁業について、技能取得の為の研修・実習制度があるが、より高度な技能取得に向けて、拡充を図るべきである。又、受入機関として、農協同様に漁協も認められるべきである。
- ⑤ 同様に、丸シブ制度についても、弾力的な運用を図り、対象漁船を拡大する等の処置により外国人乗組員の雇用の機会拡大が望まれる。

第二報告：遠洋かつお・まぐろ漁業における外国人労働力の活用について

佐藤 安男（日本鯉鮪漁業協同組合連合会）

慢性的な労働力不足にあった遠洋かつお・まぐろ漁業は、平成2年の海外基地方式による外国人乗組員の公式導入によって、そしてその後、平成10年には、かねてからの主張であったマルシップ方式による船舶職員以外の部員全ての外国人化が枠組みとして認められ、国際競争力強化の主要な対策であるコスト低減と乗組員年齢の若齢化に大きく寄与することとなった。

市場の国際化による輸入攻勢の下で円高ハンディを国際漁業の視点から資材、労働力、修繕費等のコスト要因を国際的に調達することによって、アドバンテージを変えたとの発想の下、20年に及び運航コスト低減努力は今や主要ライバル国のコストと比肩する水準にまで達したのである。

しかし、世界唯一の刺身市場である日本の長期デフレ経済の下で魚価低迷と世界のまぐろ類資源の悪化によって、外国漁船といえども経営減船を余儀なくされる程の苛烈な経営環境の悪化は、各経営体に一層のコスト低減が求められる状況にある。

かかる経営環境の下で労働力の面において外国人労働力導入の第3段階として外航商船における国際船舶並みの船長・機関長のみを日本人とし、その他を外国海技資格者とする国際漁業への検討が関係者間で始められている。

このような過去20年間の遠洋かつお・まぐろ漁業における労働力問題の概括的報告を話題に供したい。

第三報告：

沿岸漁業における労働力の国際化

三輪千年（水産大学校）

漁船が全国から集まる第三種及び特定第三種漁港などでは、年配の日本人漁船員に混じって20歳前後のアジア系漁船員（多くはインドネシア人青年たち）が水揚作業を行ったり、港近くのコンビニで買い物をしている姿を目にすることが多くなっている。

漁港やその周辺で多く見かける彼らは、2004年時点で総計約1,100名近くも国内で操業する沿岸や沖合の漁船で「技術研修」を目的に働いているのである。彼らは、70年代後半から80年代に働き口を求めて観光ビザなどで大量に入国してきた不法入国者などではなく、国際研修協力機構（JITCO）が行う「外国人研修・技能実習生事業」（略称「研修制度」）の研修生や実習生なのである。

漁業分野における「研修制度」は、研修生に日本の有する技術・技能又は知識を修得させて、途上国への「技術移転」を図り、途上国の産業経済の発展に資することを目的とする事業で、1993年から試験的に実施されている。この「研修制度」は、1年未満の研修とその後2年間の実務実習からなっている（日本での滞在期間は3年未満を限度とする）。

80年代に入ると、日本人の若者は土木や建築など現場の単純労働分野を極端に嫌うようになり、おしなべて労働力不足に陥っていった。と同様に、遠洋、沖合・沿岸を問わず日本の漁業分野でも、経営の後継者だけでなく就労の担い手までも少なくなり、慢性的な労

働力不足となった。こうした日本人の若年労働力が就労しながらない分野を、補うように観光ビザや就学ビザで入国してきた海外出稼ぎ者の、いわゆる不法就労形態として増加したのである。特別な技能・技術を必要としない単純作業分野での外国人労働力は、土木・建築に留まらず、風俗（いわゆる”ジャパユキさん”など）や飲食店、下請けなどの町工場といった零細企業（業種を問わず）にまで拡大していった。自動車産業の部品下請け工場などでは、季節・臨時工に彼ら外国人労働力を大量に使うところもあり、それらの下請け工場が集まる地域にはミニ外国人町が出現したところもある。

不法に滞在する外国人労働者を企業が雇用する背景には、日本人従事者に支払う賃金に比べて10分の1以下の賃金、中には数十分の1以下のものまでである安さに、何と言っても魅力があるが、違法行為と知りつつ外国人労働力を雇わざるを得ないのには、雇用サイドにもそれなりの理由もある。

外国人労働者が就労するこれらの仕事は”暗い”、”汚い”、”厳しい”のいわゆる「3K」労働と言われているもので、中でもサービス業を除いた現業的労働は若年労働力に特に敬遠される傾向が強く、そうした分野では労働力の高齢化が一段と進み、体力のある若年労働力として外国人を受け入れるケースも多いのである。

とは言え、「3K労働」であることだけで彼らは敬遠したわけではない。それだけに、この問題の深刻さがある。石油ショックを契機として起こった減量経営とに関わって日本の雇用環境自体が大きく変容したことに起因している。それまでの年功制などの固定的な雇用制度から一変して年俸制やパート労働の多用などの流動化したものへと移動してきたことに基本的には関わらぬおもと思われるからである。

低経済成長期には、経営資源価格の高騰を始めとして高度成長を支えた経営体質が逆に高コスト経営要因へと転化し、国際競争に生き残るためにも減量経営に企業経営を転換していく必要があった。減量経営策の一つとして雇用の流動化が導入され、現業的部門を正社員による常雇形態から、何時でも雇用調整ができる臨時工やパートなどの不安定な雇用形態へと切り替えていった。元来、現業部門は臨時工などを多用する不安定な就労形態ではあったが、減量経営化は若年層に不安定要素を増した分野での就業を回避するものとなった。今日ではそうした事態が一層進み、若年層の間でフリーターやアルバイトなど親の家計にパラサイト（寄生）しながらアルバイトなどで暮らす若者が増加しており、更には”ニート（NEET:Not in Employment, Education or Training）”と言われる学校にも行かず働かないという若者が出現し、彼らの存在が社会問題化してきていることも大いに関わっているものと思われる。

石油ショック後の低成長下に、減量経営策として選択されたものに、生産コストの低い海外に工場を移転させるいわゆる「産業の空洞化策」もある。海外に進出した企業は国内での高賃金による労働力調達から解放されたが、何らかの理由で国内に残らざるを得ない企業は労働力の不足分を別の形で補う必要があり、機械化できる資力のあるところは生産設備等の合理化を進めていった。しかし、そうした対応が出来ない企業では、外国人労働力に依存せざるを得なかったのである。80年代から90年代にかけて、外国人労働力による不法就労形態が増大していった経緯と背景として以上のことが関わっていたのである。

以上が、国内の単純労働分野に外国人労働力が増加していった経緯であるが、沿岸・沖合の漁業分野でも労働力事情は似たようなものであり、基本的に変わることはない。しかし、漁業分野には「漁業法」を始め「船員法」「船舶職員法」などの法的関係だけでなく、地域経済・社会との関係などの問題もあり、それらの視点からの問題を整理しておく必要があるものともわれる。本稿では、この外国人の「研修制度」を、漁業サイドが受け

入れざるを得ない実態（是非論は別にして）を中心に、国内での沖合や沿岸漁業における実質的な労働力の国際化について、千葉県銚子市（マグロ漁業、沖底、まき網、流し網）及び島根県浜田市（沖底）、宮崎県南郷（定置）の事例に基づき報告してみたい。

第四報告：

水産加工業における外国人就業の実態と課題 ー千葉県銚子市の事例ー

三木奈都子（水産大学校）

この報告では、千葉県銚子市を事例に水産加工業における就業問題の特徴を明らかにすることを課題としている。銚子市の水産加工業は、1998年の工場数が134、従業員数が3392人であり（第10次漁業センサス）、主にイワシ・サバ・サンマ・サケなどの塩干加工・塩蔵加工を中心としている。銚子市の水産加工業における外国人導入は実態的には1990年以前から開始されていたが、外国人研修制度の「水産加工」分野で外国人研修生を受け入れ始めたのは2000年からである。現在、銚子市の水産加工業では合計で600～700人の中国人研修生（1年目）・実習生（2～3年目）を受け入れている。

銚子市の水産加工業にとっての外国人導入の意味は、第一に人手不足の解消、第二に低コストである。海外移転するには資金力が不足し国内で操業を継続せざるを得ない中小加工会社にとって外国人研修生は不可欠である。前者については、定着率の低い若年者や定時外の操業に対応しにくい中高年女性に代わる労働力として期待され、後者については、最低賃金水準の実習生とそれ以上に費用が少ない研修生は経費圧縮に欠かせない。しかしながら、養成した研修生の技術を惜しみ受入者が研修期間の長期化を望む漁業部門と異なり、水産加工業では研修期間は現状の3年で適当としている。これは機械投資がある程度済んだ水産加工では研修生は熟練技術が求めてられておらず、むしろ滞在が長期化することにより研修生の管理が難しくなることが問題となるためと考えられる。

このような研修生・実習生の実態は明らかに労働力であり、低賃金が送出国と受入機関共通の最大のリスクである失踪を多発させており、研修生の管理に最もエネルギーが注がれている。このような外国人研修制度は、看板と実態が乖離し、また、淘汰されるべき産業の延命策であるなどの批判が出ているが、受け入れ側の需要は高く研修生の募集範囲をより所得レベルの低い地域や国に移動することにより、外国人研修生の供給が継続されることが予想される。

第五報告：

中国における「研修生制度」と労働力問題 ー山東省威海市を事例として、水産加工を中心ー

常 清秀（三重大学）

本報告は、「研修生制度」の下で、日本の水産分野における外国人労働力を送り出す側ー中国ーから、送り出す機関の仕組み、研修生制度に対する評価などを、一定の実績を有する中国山東省威海市を事例に分析することが目的とする。

周知のように、日本における研修生の受け入れは、すでに60年代後半から実施されてきた。しかし、当初の研修生受入は、多くの日本企業が海外に進出し、海外での会社（現地法人や合弁会社や、取引関係のある企業）の社員を日本に呼び、関連する技術や技能、知識を自社内で効果的に修得させ、研修期間終了後、その社員が現地の会社に戻った後、修得した技術などを発揮させるという背景・方針のもとでスタートしたものであった。しかし、80年代末、日本国内での少子化・高齢化の進展、また、日本経済の急速な発展により、3Kと呼ばれる職種における労働力不足問題の深刻化などの背景の中で、日本政府は、外国人研修生の受入を通じて、発展途上国の人材育成を主な目的として、研修生の受入を推進した。その結果、1991年9月に財団法人国際研修協力機構が設立され、研修生の受け入れが本格に始まった。1993年4月に外国人研修制度の拡充のため、さらに、「技能実習制度」が創設された。こうした制度の創設に伴い、大量の外国人労働者の日本への流入によって、外国人労働力問題および研修生制度そのものに対して、あらゆる意味で注目されるようになった。とくに、近年、水産加工分野において、中国からの研修生が急増し、水産加工業において無視できない存在となるに至った。

しかし一方、こうした研修生を送り出す側の仕組み、研修生制度を送り出す側の国における位置づけなどについて、ほとんど知られていないのが実態である。したがって、本報告は、

1. 研修生制度とその仕組み
2. 威海市における研修生派遣の歴史的変遷
3. 研修生派遣の実態—水産加工を中心に—
 - 1) 研修生派遣の流れ
 - 2) 労働力資源の調達
 - 3) 研修生の素質
4. 研修生制度に対する評価—送り出す側の視点から—

の4節に分けて、労働力の供給先地域の就業構造、労働市場の現状を整理したうえで、送り出す側の仕組み、研修生制度の運営状況などの幾つかのポイントを踏まえながら、送り出す側の立場から研修生制度に対する評価を試みる。

【一般報告会のプログラムについて】

一般報告会のプログラムに関しては5月6日以後に「漁業経済学会ウェブサイト」において掲載致しますが、インターネットが利用できない方は事務局までお問い合わせください。FAXなどでお送り致します。

漁業経済学会ウェブサイト → <http://wwwsoc.nii.ac.jp/jsfe/>

連絡先 濱田武士 TEL/FAX 03-5463-0566

【「遊漁施策等に関する研究会」の開催について】

前号の短信中で学会が主催する研究会活動等の申し合わせについて報告がありましたが、それに基づき上記研究会が3月15日の常任理事会において承認を得たので、設立の趣旨、実施体制、連絡先等を報告します。

1. 趣旨

遊漁人口の増加、遊漁者の行動範囲の広域化等の状況のもとで、遊漁に関する実態の把握と情報交換の場を提供するとともに、遊漁施策に関する論理的、政策的整理を行い、今後の遊漁に関する施策のあり方等を議論するため、「遊漁施策等に関する研究会」を開催する。なお、研究会は公開とし、傍聴希望者を募るとともに、報道関係者等による取材は、研究会の全体を通じて可能とする。

2. 実施体制

(1) 運営事務局

主査 多屋勝雄 東京海洋大学教授、全国海区漁業調整委員会連合会会長
小川砂郎 神奈川県環境農政部水産課管理・指導班主査
鳥居享司 近畿大学COE研究員
牧野光琢 横浜国立大学COE研究員
工藤貴史 東京海洋大学助手
桜井政和 水産庁沿岸沖合課

連絡先

108-8477 東京都港区港南4-5-7 東京海洋大学 工藤貴史
tel&fax:03-5463-0569 e-mail:kudot@s.kaiyodai.ac.jp

(2) 運営

研究会の開催日時、会場、研究テーマ等については、運営事務局が決定し、予め十分な時間的余裕をもって本学会の会員、その他の関係者等に周知を図るものとする。

3. 開催予定（平成17年度内）

年度内に4回程度の開催（6月、9月、11月、2月）を予定する。

研究テーマ（案）

第1回（平成17年6月）「我が国における遊漁の現状と課題」

第2回目以降、「海面の遊漁」、「内水面の遊漁」、「遊漁による資源利用に関する費用負担」、「遊漁船業の現状と課題」、「遊漁と地域振興」等の項目から研究テーマを選択する

なお日時や会場等の詳細については、今後学会ホームページで告知します。

学会短信

No. 104

2005. 5. 11

漁業経済学会事務局

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

東京海洋大学内

03-5463-0564(tel) 03-5463-0579(fax)

e-mail obaba@s.kaiyodai.ac.jp